

養育費の履行確保に向けた取組

法務省民事局

パンフレットの配布と今後の取組

これまでの経緯

- 平成24年4月 民法改正法施行
- 平成27年12月「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(総理が議長)
- 平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)

平成28年10月～

- ・「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市町村に配布、離婚届用紙との同時交付を開始
- ・このパンフレットに関する周知活動を行う
 - 離婚届の、養育費の分担について「取決めをしている」欄にチェックがされている割合は、60%台前半で推移
 - 離婚届は毎年20万件以上提出されている状況が継続

今後の取組

- **引き続きパンフレットを市区町村に配布し、離婚届書と同時交付**
- **家族法研究会の立上げ**
 - ・ 検討課題
離婚後の子の養育の在り方、普通養子制度、財産分与等
 - ・ メンバー
民事法研究者、裁判実務家のほか、最高裁、厚労省、法務省
 - ・ 主催
公益社団法人商事法務研究会

○ 研究会では、養育費の支払確保等の問題についても議論される予定

民事執行法制の見直し

これまでの経緯

- 平成15年改正で、差押えの対象となる債務者財産に関する情報を債務者自身に陳述させる「**財産開示手続**」を創設
- 「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する**罰則が弱い**等の指摘
- **養育費の履行確保に役立つとの観点からも制度の拡充を**求める意見 (※第4次男女共同参画基本計画(H27.12))

平成28年 9月12日	法務大臣から法制審に諮問
平成28年11月18日	法制審部会での調査審議開始
平成30年10月 4日	要綱の取りまとめ・答申
令和元年 5月10日	民事執行法等一部改正法が成立

改正法の概要

- **第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設**
 - ① 登記所から不動産に関する情報を取得
 - ② 銀行等から預貯金債権等に関する情報を取得
 - ③ 市町村等から給与債権(勤務先)に関する情報を取得
(※③は、養育費等の債権を有する債権者のみが申立て可能)
- **財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとする見直し**
 - ・ 開示の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する**罰則を強化**

- 改正法は令和2年4月1日から**施行**
(※債務者の不動産に関する情報取得手続については、公布日(令和元年5月17日)から2年以内で、別途政令で定められる日から運用開始)
- 改正法の内容を解説する**パンフレット等を配付中**